

令和 7 年度子育て応援カードキャンペーン事業
実施業務委託企画提案競技実施要領

1 業務の目的

子育て応援カードの利用促進を目的としたキャンペーンを実施することで、子育て家庭へのサービスを提供する協賛店（以下「協賛店」という。）の設置拡大やサービスの充実等を図るほか、子育て家庭への支援及び社会全体で子育てを応援する気運醸成を目的とする。

2 委託内容

子育て応援カードの利用促進のためのキャンペーンを実施するとともに、これに合わせて協賛店の募集を行う。

※ 詳細は、別紙「令和 7 年度子育て応援カードキャンペーン事業実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 契約上限額

1, 6 0 4, 9 7 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

5 参加資格要件

- (1) 令和 7 年 8 月 1 日現在、宮崎県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 1 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 2 1 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9) ひなたの出会い・子育て応援運動の趣旨を十分に理解し、その推進に協力すること。

6 企画提案競技実施の公示方法
県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和7年8月13日(水) |
| (2) 質問書受付締切 | 令和7年8月20日(水) |
| (3) 参加申込書提出締切 | 令和7年8月27日(水) |
| (4) 企画提案書提出締切 | 令和7年9月3日(水) 午後5時 |
| (5) 審査結果の通知 | 令和7年9月10日(水) までに |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和7年8月27日(水)

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

記載内容は下記のとおりとする。

ア 企画・提案の内容

- ・ 仕様書にあるすべての業務について企画・提案の内容が具体的に分かるように記載すること。
- ・ キャンペーン実施に係る広報要領、賞品の内容及び応募者の管理・抽選要領については必ず記載すること。
- ・ キャンペーン応募者の目標数及び目標数達成に向けての取組(応募方法、キャンペーン期間、広報の方法等)については必ず記載すること。

イ 全体スケジュール

ウ 業務実施にあたるスタッフ体制

エ 業務実施にあたっての優位性及び特色

- ・ 業務を実施する上で、他の法人と比較した優位性(過去の類似事業実績、スタッフの実績等)や特色などがあれば記載

オ 法人の概要

- ・ 法人の業務内容、業務実績

② 提出書類

ア 企画書(4部)

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4版1冊にまとめること。(やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可)

イ 見積書（１部）

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、業務名は「子育て応援カードキャンペーン事業実施業務」とすること。
- ・ 担当者氏名、連絡先を明記すること。

ウ 誓約書（１部）

- ・ 別紙２により提出すること

③ 提出先

下記１２を参照

④ 提出期限

令和７年９月３日（水）午後５時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（３）質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙３）を提出すること。

① 提出先

下記１２を参照

② 提出期限

令和７年８月２０日（水）

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

質問への回答は、原則として質問受付日から３日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。

なお、質問の内容が仕様書に関わる重要な事項の場合は、県ホームページにて回答を公開することがある。

（４）審査項目

別添「子育て応援カードキャンペーン事業実施業務委託企画提案競技審査基準書」に基づき審査を行う。

（５）選定方法

書面審査とする。複数の審査員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した１者を受託候補者として選定する。

(6) 審査の通知

令和7年9月10日（水）までに、採択・不採択にかかわらず通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 問合せ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県福祉保健部 こども政策局 こども政策課

子育て支援担当 山中

電 話 0985-26-7056

ファクシミリ 0985-26-3416

電子メール kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp

【参考】子育て応援カード事業について

1 目 的

「ひなたの出会い・子育て応援運動」の一環として、子育て応援を目的としたサービスを提供する県内の店舗等を子育て応援カード協賛店として登録し、子育て家庭の支援につなげる。

2 概 要

(1) 協賛店の募集対象

店舗、施設等

(2) サービスの対象者

高校生以下（年齢は店舗にて設定）の子ども又は妊娠中の方のいる家庭

(3) サービス内容

協賛店が割引や心遣い等のサービスの提供を行う。

【具体例】

- ・「ソフトドリンク 1 杯サービス」（寿司まどか）
- ・「10%OFF」（宮崎観光ホテル内飲食店）
- ・「おむつ替え、授乳スペースの提供、ミルクのお湯提供」（コープみやざき）

(4) サービスの提供

子育て応援カード協賛店の受付等において「子育て応援カード」を提示することで、各協賛店が設定したサービスが受けられる。

(5) 協賛店の登録の状況

1, 681 店（令和 7 年 3 月末現在）

協賛店にはステッカー等を配布しており、子育て応援カードホームページで協賛店一覧が確認できる。

3 子育て応援カードについて

(1) 交付開始時期

平成 25 年 4 月 1 日（市町村担当窓口にて交付）

(2) デジタル化

平成 30 年 1 1 月（スマホ等の提示により利用可能）

(3) 全国展開

平成 28 年 4 月 1 日より段階的に、全国の子育て応援カードの相互利用ができることとなった。